

要注意!!! 「格安で旅行に行ける」

「友達を誘えば簡単に儲かる」と勧誘するトラブル

若者をターゲットに会員になれば「格安で旅行に行ける」「友達を誘えば簡単に儲かる」と勧誘し、旅行会員権に関する契約をさせるトラブルに関して消費者庁および経済産業省から注意喚起が出されています。福岡市でも学生から同様の相談が寄せられているため十分に注意してください。

■事例

大学の友人に「格安で旅行に行ける」と誘われ、旅行に興味があったので説明を受けた。サービスを受けるためには会員になる必要があり、登録料が10万円で月会費が約1万円だという。また、人を紹介すれば報酬も得られ、月収100万円を稼いでいる人もいと誘われ、断り切れずに契約してしまった。解約したいが、友人とは連絡が取れなくなった。契約先は海外の事業者で、問い合わせはメールのみとなっている。どうすればよいか分からない。



現金手渡しなどは要注意!

「現金手渡し」などで支払いを行った場合、トラブルになった際に返金を受けることが困難になることがあります。素性のよく分からない業者との契約の際には十分注意してください。



<アドバイス>

- ✓ 説明を受けて少しでも内容に不明な点があれば契約しない
- ✓ 親しい友人などの勧めでも、気が進まなければはっきりと断る
- ✓ 「すぐに元が取れる」「好きなだけ旅行に行ける」などの言葉はうのみにしない
- ✓ 「仲間ができる」「人脈拡大」「自己成長」などの若者向けの誘い文句には要注意

※ 困った時は、ひとりで悩まず、まず相談!

福岡市消費生活センター相談コーナー (相談無料・秘密厳守)

相談専用電話 092-781-0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配付などにお使いください。